

内閣参質二〇八第二六号

令和四年三月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員羽田次郎君提出ロシアのウクライナ侵略を踏まえた日本政府のロシアへの制裁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員羽田次郎君提出ロシアのウクライナ侵略を踏まえた日本政府のロシアへの制裁に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「ロシアに対する経済制裁」による「日本経済への影響」については、内外経済状況等様々な要因によって変動するため、一概にお答えすることは困難である。

一の2について

お尋ねについては、「影響を受ける企業への補償、代替決済手段の確保の在り方」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和四年三月二日の参議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣が「政府としましては、国際社会への影響を見極めつつ、ロシアに対して最大のコストを課すといった観点から、引き続きG7を始めとする国際社会と緊密に連携しつつ対応していく必要があると考えています。その際に、今回の措置によって国民生活や日本経済に関する様々な分野への影響が出ることに、これは十分想定されません。政府としても、その動向を注視し、対応すべきものにはしっかりと対応していかねばならない、このように認識をしております。」と答弁しているところである。

二について

お尋ねの「日本領空におけるロシアの航空機の飛行禁止」を含め、今後の我が国の措置については、ウクライナ情勢の推移を踏まえつつ、G7を始めとする国際社会と連携して適切に取り組んでいく考えである。その上で、「飛行禁止を決定した場合」及び「日本領空におけるロシアの航空機の飛行を禁止する場合」との仮定を前提としたお尋ねに予断を持ってお答えすることは差し控えたい。